

「富富富」のロゴデザイン等の使用について

**流通基準を満たす
「富富富」の米袋等に
ロゴの使用をお願いします。**

- ・農産物検査等級 1等
- ・化学合成農薬の成分使用回数 12以内

**「富富富」ロゴの使用には、
事前に申請をお願いします。**

「富富富」の販売には、統一デザイン米袋の使用を推奨します。

※統一デザイン米袋の利用が難しい場合は、オリジナルパッケージで販売することも可能です。(デザインマニュアルは遵守)

統一デザイン米袋



オリジナルパッケージでの販売事例



ペットボトルライス



キューブパック

「富富富」直売時の留意点

— 自ら消費者へ直売される方 —

▶ **販売開始前に、ご自身がロゴ使用申請を行ってください。**

- 市販されている「富富富」米袋を購入する場合 → 商品 WEB ページ、カタログ写し等を添付
- 印刷業者に依頼して統一米袋を製作する場合 → 版下データ(デザイン案)を添付
※統一米袋のデザインデータ(ai)をメールで提供します。
- オリジナルパッケージを製作する場合 → デザイン案を添付
※ロゴデザインデータ(ai)をメールで提供します。

— 米穀卸売業者等へ出荷される方 —

▶ **責任をもって、販売者となる方へロゴ使用申請をご案内ください。**

例1) 生産者→米卸で精米・袋詰め→スーパー等で販売 ……米卸の申請が必要です。

例2) 生産者→米卸→お米屋さんで袋詰め・販売 ……お米屋さんの申請が必要です。

※富山県内の米卸等、すでに「富富富」を取り扱っている事業者が、従来から使用しているデザインで販売する場合は申請不要です。

— 飲食店等へ業務用としての直売のみの方 —

▶ **紙袋で納品する等、ロゴを使用しない場合は申請不要です。**

申請方法の詳細や様式は「富富富」WEBサイトをご確認ください。

(「富富富」で検索 → 富富富 WEB サイト ページ下部「ロゴの使用について」をクリック)



お問合せ：県市場戦略推進課 メール：ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp 電話：076-444-3271

※申請前に概要をお知らせいただくとスムーズです。※米袋の場合は、1～2週間程度で許可となる見込みです。